ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、落札者としないものとする。

⑻　落札決定の取り消し等　申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。

また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。

⑼　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合のほかは、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記２⑸に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

⑽　「調査基準価格」を下回る入札を行った者

「調査基準価格」を下回る入札を行った者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。

なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

⑾　専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

⑿　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

⒀　提出された申請書等は、原則として返却しない。

⒁　手続における交渉の有無　無。

⒂　契約書作成の要否　要。

⒃　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　無

⒄　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、上記４⑴に同じ。

⒅　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

⒆　詳細は入札説明書による。

６　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Mutsuo Ota, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Toukaihokuriku Expressway Nonomata Bridge and other 1 bridge (superstructure)

⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 14 May 2014

⑸　Due date for the submission of tenders by electric bidding system : 4 : 00 P.M. 28 July 2014. (Tenders submitted by registered mail, 4 : 00 P.M. 28 July 2014)

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　Contact point for tender documentation : Contract Team,General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya-City, 460―0003 Japan Tel. 052―222―1447

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第４条第２項の規定に基づき、裁判所の建設工事及び測量等の業務に関する競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

なお、既に有効期限を平成27年３月31日までとする資格を有する者は、この公示するところによる申請は必要ありません。

平成 26 年４月１日

最高裁判所事務総局経理局長　垣内　　正

◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13

１　契約の種類及び区分

⑴　工事種別

建設工事：建築一式工事、プレハブ工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、ほ装工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、消防施設工事

⑵　業務種別

測量等：測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務

２　受付の申請の時期

裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第１条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く毎日の、９時30分から12時まで及び13時から16時まで。

なお、参加しようとする入札までに余裕をもって申請を行わない場合には、参加希望入札等に間に合わないことがあるので、留意すること。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法等　最高裁判所ホームページの下記のアドレスにアクセスして、裁判所所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を、ダウンロードすることができる。

http://www.courts.go.jp/tyotatu/zyoho/index.html

⑵　申請書の提出方法

ア　原則として、申請者の本社所在地の区分に応じ、別記に掲げる提出場所に、次に掲げるイ又はウの申請書類を、提出要領に記載の方法に従い、郵送（書留郵便による。）又は持参により提出する。

なお、申請にあたっては、１箇所に提出すれば足りるものであり、重複申請のないよう注意する。

イ　建設工事に係る申請書類

㋐　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

㋑　添付書類

①　業態調書

②　営業所一覧表

③　総合評定値通知書の写し（競争参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、その審査基準日が、申請をする日の、１年７月前の日以後のものに限る。）

なお、申請者が官公需適格組合であるときは、当該組合及び構成組合員の総合評定値通知書の写しをそれぞれ添付する。

④　納税証明書（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３）（以下「納税証明書その３等」という。））又はその写し

ただし、証明年月日が申請書提出以前の３箇月以内に発行された納税証明書その３等を添付する。

⑤　申請者が官公需適格組合であるときは、共同企業体等調書

ウ　測量等に係る申請書類

㋐　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

㋑　添付書類　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条に規定する登録簿に登録を受けた者）は、建設コンサルタント登録規程第７条に規定する現況報告書の写しの提出が、地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条に規定する登録簿に登録を受けた者）は、地質調査業者登録規程第７条による現況報